

労働者が育児・介護サービスを利用した費用の補助を行った場合の助成金

32. 育児・介護雇用安定等助成金
（両立支援レベルアップ助成金（育児・介護費用等補助コース））

労働者が育児又は介護に係るサービスを利用する際に要した費用の全部又は一部を補助する制度を労働協約又は就業規則に規定し、実際に費用補助を行った事業主及び育児又は介護に係るサービスを行うものと契約し、そのサービスを労働者に利用させた事業主に対して、事業主が負担した額の一定割合を助成します。

助成内容

- 1 雇用保険の被保険者である労働者（育児サービスの場合は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者、介護サービスの場合は家族（配偶者、父母、子、配偶者の父母、その他の同居の親族）の介護をする労働者）が利用した育児・介護サービス費用のうち、事業主が負担した額に対して、下表に掲げる助成をします。

| | サービスの内容 | 助成率 | 限度額 |
|------|-----------|------|---|
| 中小企業 | 育児に係るサービス | 4分の3 | 1年間（1月1日～12月31日）につき 育児・介護サービス利用者1人当たり30万円（中小企業事業主40万円）かつ1事業所当たり360万円（中小企業事業主480万円） |
| | 介護に係るサービス | 2分の1 | |
| 大企業 | 3分の1 | | |

※雇用する労働者が育児・介護サービスを利用する際にそれに要した費用の全部若しくは一部を補助する措置又はベビーシッター会社、シルバーサービス会社等育児・介護サービスの提供者と事業主が契約し労働者に利用させる措置のいずれか1つ以上を労働協約又は就業規則に定め、実施していることが必要です。

※対象となるサービスを提供する施設等の例としては、認可外保育施設、ファミリー・サポート・センター、民間ベビーシッター会社、家政婦（夫）、シルバー人材センター、家庭福祉員、有償ボランティア組織、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、居宅介護サービス会社等があります。

- 2 労働者の育児・介護サービス利用料を補助する制度を平成10年4月1日以降新たに設けた事業主で、初めて労働者に費用補助を行った場合に、上記の額に加え、下表に掲げる額を支給します。

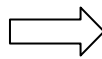
| | 支給額（1事業主につき） |
|------|--------------|
| 中小企業 | 40万円[30万円] |
| 大企業 | 30万円[20万円] |

※[]内の金額は、100人以下の労働者を常時雇用し、一般事業主行動計画の策定・届出がない場合の金額です。

【費用補助の場合の例】

民間ホームヘルパー等利用

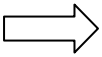
労働者が親の介護のために民間ホームヘルパーを利用し、その利用料の全部又は一部を事業主が補助した。



事業主に対し、実際に労働者に補助した利用料について一定割合を助成。

事業所内保育施設利用の例

事業主が労働者のために一定の要件を満たした事業所内保育施設を運営している。

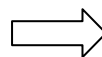


事業主に対し、保育士の人件費及び建物の賃借料について、利用した労働者数に応じて一定割合を助成。

※事業所内保育施設設置・運営等助成金（運営費）又は事業所内託児施設設置・運営コース（運営費）を受けている場合には受給できません。

【契約の場合の例】

労働者が割安な利用料で子どもを預けられるように、ベビーシッター会社と契約し、利用料の一部として契約料を支払った。



事業主に対し、支払った契約料について、利用した労働者数に応じ、一定割合を助成。

受給手続き

- 支給を受けるには、1月1日から12月31日に事業主が負担した育児・介護サービス費用について、翌年の1月1日から1月31日までに、必要な書類を添えて支給申請書を当該事業所の所在地を担当する支給機関の長に提出する必要があります。

※郵送により提出する場合は、簡易書留郵便とし、申請期間末日の消印まで有効。

【例：1月1日から12月31日に事業主の負担があった場合】



利用にあたっての注意点

- 育児サービスについては、育児・介護休業法に規定する育児休業、所定外労働の免除及び所定労働時間の短縮措置について、介護サービスについては、同法に規定する介護休業及び所定労働時間の短縮措置等について、労働協約又は就業規則に定め、実施していることが必要です。
- 100人を超える労働者を常時雇用する事業主は一般事業主行動計画を策定・届出していることが必要です。
※平成21年4月1日以降に一般事業主行動計画を策定・変更した300人を超える労働者を常時雇用する事業主及び平成23年4月1日以降に一般事業主行動計画を策定・変更した100人を超える労働者を常時雇用する事業主は策定・届出に加え、公表し、労働者に周知させる為の措置を講じていることが必要です。
- 配偶者（内縁関係の者を含む）・父母・子・配偶者の父母・その他同居の親族が行うサービス、公立保育所及び認可保育所が行う保育、介護保険法に基づく介護サービス、病院等による療養を目的とするサービス等は助成金の対象となりません。
- 平成23年8月31日までに、これらの支給要件を満たしていることが必要です。